

意見陳述をされる方へ

【意見陳述の流れ】

意見陳述の流れは以下のとおりです。

- ①委員長は請願者からの意見陳述がある旨を報告
- ②意見陳述者入室
- ③意見陳述（5分以内）
- ④委員からの質疑
- ⑤意見陳述者席から傍聴席に移動
- ⑥請願審査・採決
- ⑦意見陳述者退室

【意見陳述者への注意事項】

意見陳述者に対する注意事項は以下のとおりとします。

- ①委員会開会時間の15分前までに議会事務局へ来局すること。
- ②発言時間を遵守すること。
- ③当該請願の内容を超えた発言をしないこと。
- ④個人情報に関する発言、公序良俗に反する発言、特定政党・個人等への誹謗中傷その他社会通念上不適切と判断される発言をしないこと。
- ⑤会議の妨害となる行動をしないこと。
- ⑥委員長の指示に従うこと。
- ⑦意見陳述の内容は、公式な発言として議事録に記録されること。（意見陳述者の姓も議事録に記録）

【意見陳述者へのお願い】

- ①意見陳述申出書の提出期限は、一般質問の初日（ / ）までをお願いします。
- ②意見陳述時の資料の提出期限は、一般質問の3日目（ / ）までをお願いします。
- ③意見陳述時の資料は10部、意見陳述者で用意をお願いします。